

別表(第4条関係)

南部町児童生徒文化活動・スポーツ振興補助金対象経費

区 分	科 目	
1. 参加費	参加料	1. 要項による経費 ※参加章・記章等の個人の記念品に相当するものは対象外とする。
	入場料	1. 要項による経費
	著作権	1. 参加に係る経費
	肖像権	1. 参加に係る経費
	プログラム代	1. 1人1部とする。 ただし、種目別にプログラムがある場合は各1部とする。
2. 遠征費	宿泊料	1. 1泊2食(夕食・翌日の朝食)付を基本とし、次の額を上限の基本額とする。 ただし、主催者より宿泊場所の指定があった場合は、この限りではない。 1泊につき 7,350円 ※宿泊に朝食又は夕食がつかない場合 ①朝食代は宿泊費上限額に含むものとし、上限額の差額内で補助するものとする。ただし、1食1,000円までを上限の基本額とする。 ②夕食代は宿泊費上限額に含むものとし、上限額の差額内で補助するものとする。ただし、1食1,000円までを上限の基本額とする。 2. 開催日に開始時刻までの移動が困難な場合は、前泊を対象経費として認めるものとし、対象額は上記金額と同額とする。
	交通費	1. 参加に係る電車・飛行機等の交通費の実費相当額
3. 使用料及び賃借料	自動車借上料	1. 参加に係る選手輸送車(レンタカー等)借上料の実費相当額
	会場借上料	1. 参加のため必要な会場借上料(練習会場等)の実費相当額
	通行料	1. 有料道路の通行料の実費相当額
4. その他	燃料費	1. 現地での給油が必要な場合の選手輸送車の燃料費の実費相当額
	駐車料	1. 選手輸送車に係る駐車料金の実費相当額
	検査料	1. 新型コロナウイルス感染症に係る検査料及び陰性証明書発行手数料
	その他	1. 教育委員会が認める経費(内容を明記すること)
※1 補助金の額は、対象経費の90%以内とする。 ただし、新型コロナウイルス感染症に係る検査料及び陰性証明書発行手数料は、対象経費の100%とする。 ※2 選手輸送車は選手を輸送するレンタカー、タクシーとする。 ※3 町を経由しない奨励金・補助金等がある場合は、それを差し引いた金額を補助対象とする。 ※4 各科目の金額に100円未満の端数が出る場合は、100円未満の額を切り捨てて計算する。		